

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行令及び施行規則の公布について

令和元年5月

環境省 環境再生・資源循環局

廃棄物規制課

1. シップ・リサイクル条約の概要

背景

- 船舶の解体の多くは途上国で行われ、環境汚染や労働者の事故・疾病等が発生。
- 船舶の性質(「廃棄物」となる時点が不明確、「輸出国」=「旗国」ではない等)上、有害廃棄物の規制に係る既存の法的枠組みの適用が困難。
- 2009年5月、国際海事機関(IMO)の下で本条約採択、**我が国は条約作成を主導**。

○ 条約の主な内容

各締約国に対し、次の方法により船舶の安全かつ環境上適正な再資源化を確保することを義務付ける。

- ◆ 船舶における**有害物質を含む装置等の設置・使用を禁止／制限**する。
- ◆ 船舶の旗国は、船舶の検査を通じて船舶所有者が作成する**有害物質の目録を確認し、国際証書を発給**する。寄港国は、船舶の監督を行い、違反が発見された場合には船舶の抑留等の措置をとる。
- ◆ 本条約の**要件に適合した船舶の再資源化施設に許可**を与え、当該施設が船舶ごとに作成する再資源化計画を承認する。締約国が**許可を与えた施設以外での船舶の再資源化を禁止**する。

➡ **解体国で不適切な再資源化解体が行われることを防ぐ。**



未整備の船舶の再資源化施設



廃油・有害物質の投棄

2. シップ・リサイクル法の今後の予定

2018年

6月：船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律公布

2019年

1月18日：船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律
施行令等の閣議決定（環境省組織令の一部改正）

※廃棄物規制課にシップリサイクルに関する規定の事務を追加

3月26日：船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律
施行規則等の公布

※法と同時施行、一部については、2019年4月1日に施行

3月27日：シップリサイクル条約に加盟（日本の加盟により締
約国数は10ヶ国）

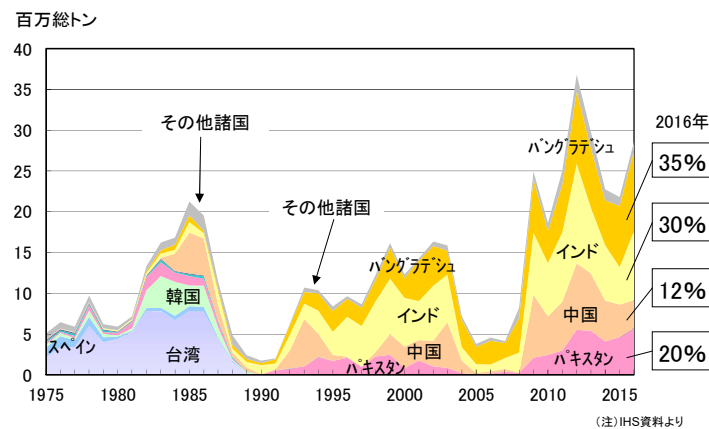
2021年頃

法の施行は条約発効の日（条約発効要件充足後、24ヶ月）

3. シップ・リサイクル法の概要

目的

- シップリサイクル条約の国内担保法。
- 船舶の適切かつ統一的なルールの下で、**安全・環境に配慮した船舶の解体を確保**することが必要。



世界の船舶解体量の推移



保護装備のない労働者

1. 有害物質一覧表の作成

- 特定船舶でEEZ外を航行する船舶の所有者に対し、船舶に含まれる有害物質の使用場所、使用量等を記した有害物質一覧表の作成及び国土交通大臣の確認を受けることを義務付け

2. 再資源化解体業者の許可

- 特定船舶の再資源化解体(以下「リサイクル」という。)を行おうとする者に対し、**主務大臣**(国土交通大臣、厚生労働大臣及び**環境大臣**)の**許可(5年ごとの更新制)取得を義務付け**

3. 特定船舶の再資源化解体計画の承認手続

- 再資源化解体業者がリサイクルの目的で特定船舶の譲受等を行おうとするときは、再資源化解体業者に対し、**再資源化解体計画の作成及び主務大臣**(国土交通大臣、厚生労働大臣及び**環境大臣**)の**承認を受けることを義務付け**

4. 主な政省令事項について

○ 政令事項(環境省関係抜粋)

1. 生活環境の保全を目的とする法律(欠格要件)

- 船舶再資源化解体の許可を受けようとする者の欠格要件として規定する生活環境の保全を目的とする法律として、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染防止法等を定める。

2. 環境省組織令

- 廃棄物規制課にシップリサイクルに関する規定の事務を追加。

○ 省令・告示事項(主務大臣関係抜粋)

1. 有害物質一覧表の作成

- 船舶の再資源化解体の際に解体事業者の健康又は生活環境の保全上支障の生ずるおそれがある有害物質を定める。

2. 再資源化解体業者の許可

- 特定船舶の再資源化解体施設の許可基準等を定める。

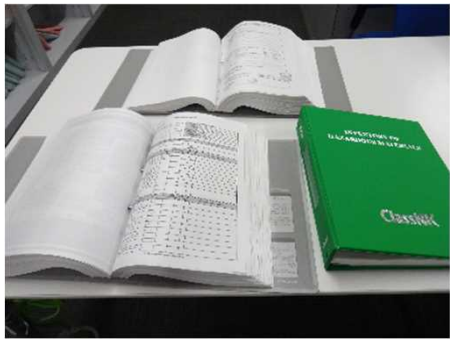
3. 特定船舶の再資源化解体計画の承認手続

- 国内で再資源化解体を行う際に作成する再資源化解体計画の承認基準等を定める。

4-1. 有害物質一覧表の作成(対象物質の選定は主務大臣)

- 有害物質一覧表は、船舶の「どこに」「どれだけの」有害物質が含まれているかを記した書類。関連する書類を添付すると、一般的な船舶で1,000ページを超える書類となる。
- 船舶建造時(既存船は条約発効後5年以内)に有害物質一覧表を作成し、以後は5年に1度、国土交通大臣の確認を受ける必要がある。

➡ 有害物質一覧表の確認を受けることにより、他の寄港国によるシップ・リサイクル条約の抑留措置を受けることなく航行することが可能となる。



有害物質一覧表

有害物質一覧表に記載する有害物質の種類

現存船	新造船※
<p>4物質：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石綿(アスベスト) ・ポリ塩化ビフェニル(PCB) ・防汚化合物及び防汚方法(有機スズ) ・オゾン破壊物質 	<p>13物質：左記4物質+9物質</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カドミウム及びカドミウム化合物 ・六価クロム及び六価クロム化合物 ・鉛及び鉛化合物 ・水銀及び水銀化合物 ・ポリ臭化ビフェニル ・ポリ臭化ジフェニルエーテル ・ポリ塩化ナフタレン(塩素原子が四以上のもの) ・放射性物質 ・塩化パラフィン(クロロアルカン) (炭素数が10~13のもの及びその混合物)

※新造船：「条約発効日以後に建造契約が結ばれる船舶」及び「条約発効日前に建造契約を結んだ船舶で、条約発効後30ヶ月以降に引き渡される船舶」⁵

4-2. 再資源化解体業者の許可(主務大臣事項)

- 再資源化解体を行おうとする者について、労働災害・環境汚染を防止できるような施設、管理体制になっているかを主務大臣(国土交通大臣、厚生労働大臣、環境大臣)が確認し、許可(許可証の有効期間は5年)する。
- 許可を持たない施設については、特定船舶の再資源化解体を禁止する。



再資源化解体施設での保管の例

○再資源化解体業者の許可基準

- 施設において環境の保全上支障が生じないような措置がとられていること
- 再資源化解体を適正かつ継続して行う体制がとられていること
- 再資源化解体を行おうとする者の能力が再資源化解体を適正かつ継続して行うことができること

等

4-3. 特定船舶の再資源化解体計画の承認手続(主務大臣事項)

- 特定船舶の所有者が、自ら再資源化解体業者として日本国内で解体を行う際には、再資源化解体計画を作成し主務大臣(国土交通大臣、厚生労働大臣、環境大臣)の承認を得ることが必要。
- 再資源化解体計画には、船舶の解体工程等を基準として定める。

RESOLUTION MEPC.196(52)
Adopted on 15 July 2011
2011 GUIDELINES FOR THE DEVELOPMENT OF THE SHIP RECYCLING PLAN
MEPC 62/24
Annex 2, page 1

ANNEX 2
RESOLUTION MEPC.196(52)
Adopted on 15 July 2011
2011 GUIDELINES FOR THE DEVELOPMENT OF THE SHIP RECYCLING PLAN

THE MARINE ENVIRONMENT PROTECTION COMMITTEE,

RECALLING Article 38(a) of the Convention on the International Maritime Organization concerning the functions of the Marine Environment Protection Committee conferred upon it by International conventions for the prevention and control of marine pollution,

RECALLING ALSO that the International Conference on the Safe and Environmentally Sound Recycling of Ships held in May 2009 adopted the Hong Kong International Convention for the Safe and Environmentally Sound Recycling of Ships, 2009 (the Hong Kong Convention) together with six Conference resolutions,

NOTING that regulation 9 of the Annex to the Hong Kong Convention requires that a ship-specific Ship Recycling Plan shall be developed by the Ship Recycling Facility(ies) prior to any recycling of a ship, taking into account the guidelines developed by the Organization,

BEARING IN MIND that the International Conference on the Safe and Environmentally Sound Recycling of Ships, in its resolution 4, invited the Organization to develop Guidelines for global, uniform and effective implementation and enforcement of the relevant requirements of the Convention as a matter of urgency,

HAVING CONSIDERED, at its sixty-second session, the draft 2011 Guidelines for the development of the ship recycling plan, developed by the Working Group on Guidelines for Ship Recycling,

1. ADOPTS the 2011 Guidelines for the development of the ship recycling plan, as set out in the annex to this resolution;
2. INVITES Governments to bring the Guidelines to the attention of shipowners, ship operators and ship recycling facilities and to encourage their application as soon as possible; and to apply them when the Hong Kong Convention becomes applicable to them; and
3. REQUESTS the Committee to keep the Guidelines under review.

1\MEPC\62\24.doc



国内における再資源化解体の例

○再資源化解体計画基準

- 解体の行程ごとの作業内容が明確であること。
- 解体により排出される有害物質の管理計画が定められており、既存法令に適合すること。
- 再資源化解体施設が解体の実施方法に照らして十分な処理能力を有すること。

再資源化解体計画ガイドライン
(国際海事機関(IMO)作成)